

令和6年度プラスチック収集運搬業務委託入札参加希望者向け

プラスチック分別拡大に伴う プラスチック収集運搬業務委託の仕様変更について

資源循環局業務課

令和6年度プラスチック収集運搬業務委託入札参加希望業者向け

プラスチック分別拡大に伴う

プラスチック収集運搬業務委託の仕様変更について

1. 本市におけるプラスチックリサイクルの拡大について

- (1) 背景
- (2) 分別品目の変更
- (3) スケジュール

2. プラスチック収集運搬業務委託について

- (1) 先行実施区について
- (2) 仕様書の主な変更点について

(1) 背景

- ▶ 本市における「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」の実現に向け、温室効果ガス削減目標として、2030年度50%削減を目指すことを宣言
(令和4年2月)
- ▶ 「プラスチック資源循環法」が施行
⇒ 市町村には、プラスチック資源の分別収集の拡大と資源化が求められている
(同年4月)
- ▶ 「横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）素案」において、市役所全体の温室効果ガス排出量のうち、一般廃棄物処理事業（ごみ処理）が最も多い約4割を占めている
(令和5年1月)

(2) 分別品目の変更

- ▶ 現在、燃やすごみとして収集している 50cm未満のプラスチック製品 をプラスチック製容器包装と同じ袋に入れて同じ曜日に収集します

(3) スケジュール

- ▶ 令和6年10月 一部の区においてプラスチックの分別拡大を開始
- ▶ 令和7年4月 全市域においてプラスチックの分別拡大を開始

※令和6年度委託・令和7年度委託共に、公募・入札時期は例年どおりです。

令和6年度プラスチック収集運搬業務委託入札参加希望業者向け

プラスチック分別拡大に伴う

プラスチック収集運搬業務委託の仕様変更について

1. 本市におけるプラスチックリサイクルの拡大について

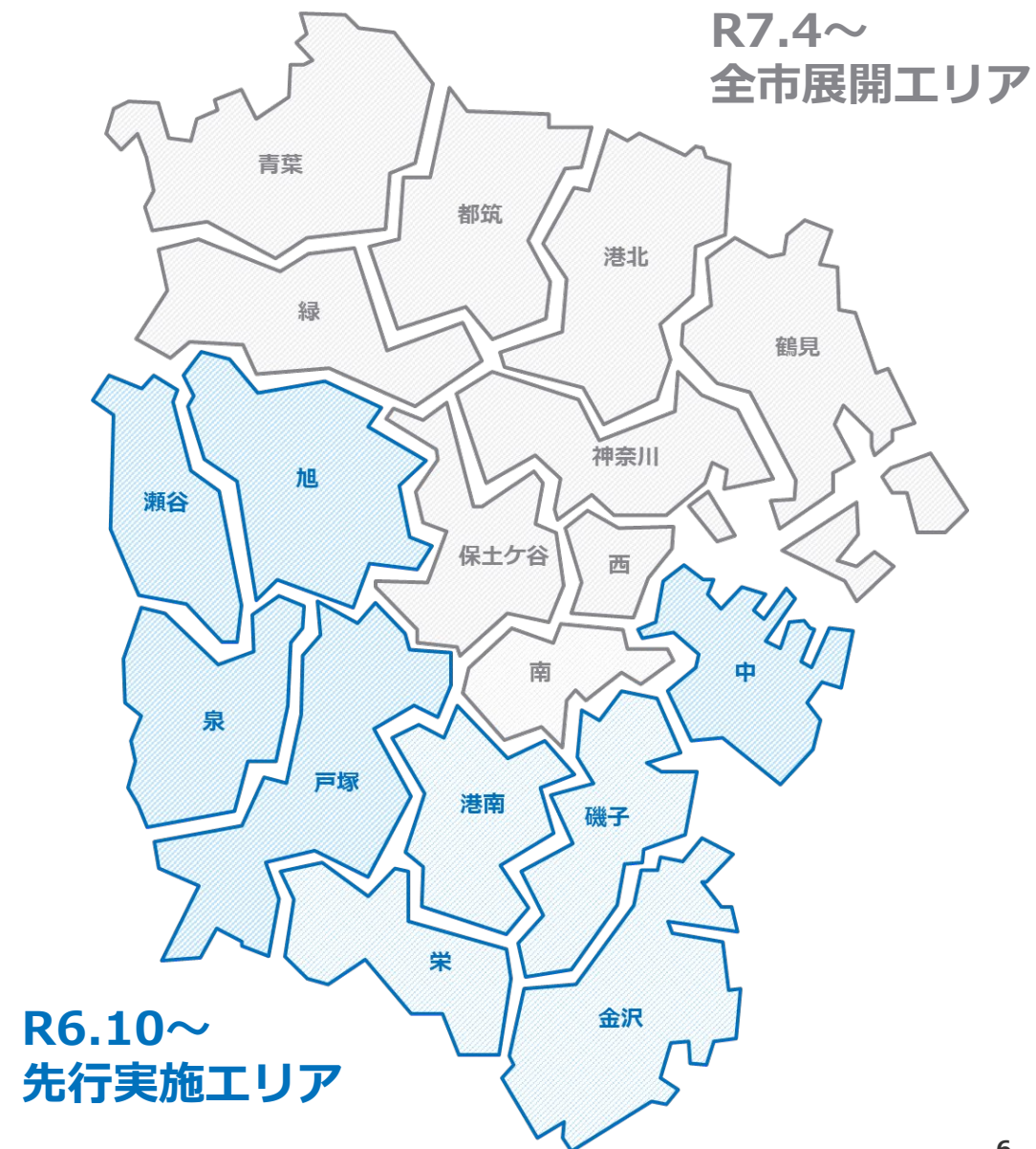
- (1) 背景
- (2) 分別品目の変更
- (3) スケジュール

2. プラスチック収集運搬業務委託について

- (1) 先行実施区について
- (2) 特記仕様書について

(1) 先行実施区について

- ▶ 中区、港南区、旭区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区については、令和6年10月よりプラスチック分別拡大開始
- ▶ 先行実施区の受託業者に対しては、業務受託後、分別拡大実施前に現場責任者向けの分別研修を実施します



(2) 特記仕様書について

- ▶ 分別拡大に伴い、先行実施区とその他9区では特記仕様書の内容が異なります。主だった差異については下記のとおりです。

	先行実施区	その他9区
①	<p>1 概要 【新規項目】</p> <p>●●区においては、令和6年10月1日よりプラスチック分別拡大を開始する。それに伴い、収集品目がプラスチック製容器包装からプラスチック資源（仮）に変更となるが、収集運搬計画に基づいて収集及び運搬すること。</p> <p>なお、搬入施設の都合により分別拡大が開始できない場合は、令和6年10月1日以降についても前期特記事項を継続して適用する。</p>	記載なし

(2) 特記仕様書について

	先行実施区	その他9区
②	2 適用期間 【新規項目】	
	前期特記事項：令和6年4月1日から令和6年9月30日まで 後期特記事項：令和6年10月1日から令和7年3月31日まで	記載なし
③	(1) 収集品目	
	【前期特記事項】 横浜市一般廃棄物処理実施計画に定める分別区分のうち、プラスチック製容器包装とする。 【後期特記事項】 横浜市一般廃棄物処理実施計画に定める「プラスチック製容器包装」及び「プラスチック製品（プラスチックのみでできているものであり、分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令第一条四号及び五号に記載されているものを除く。）」（総称は「プラスチック資源（仮）」とする予定。）とする。	横浜市一般廃棄物処理実施計画に定める分別区分のうち、プラスチック製容器包装とする。

(2) 特記仕様書について

	先行実施区	その他9区
④	<p>(2) 分別区分の変更に伴う研修の実施について 【新規項目】</p> <p>令和6年10月1日より分別区分が変更となることから、業務課又は所管事務所が現場責任者に対して実施する分別研修に参加すること。また、現場責任者に対する分別研修実施後、受託者は業務従事者に対して分別研修を行い、一般仕様書9(4)に記載のとおり、研修内容について書面及び口頭にて報告すること。なお、研修内容が不十分であると業務課又は所管事務所が判断した場合、再研修を指示することがあるので従うこと。また、現場責任者に対する分別研修の実施日、業務従業者に対する分別研修実施期限及び研修内容の報告期限については、履行開始後別途通知する。</p>	記載なし

※令和5年度のプラスチック製容器包装の排出動向や、先行実施区における計画積載量の見直しを踏まえ、令和6年度委託における収集計画台数は、令和5年度から変更はありません。
令和7年度委託についても排出動向等を踏まえ、精査していきます。